

現行基準の見直し：【論点2】金融商品の測定
- 【論点2-3】保有目的区分の変更 -

【論点D】測定区分は、論点Aの事業モデルの変更時に変更することでよいか。

IFRS 第9号の取扱い

1. IFRS 第9号では、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合、かつ、その場合にのみ、企業は影響を受ける金融資産のすべての測定区分を変更することとされている。測定区分を変更する場合、変更日から将来に向かって適用しなければならない。ここでいう「変更日」とは、企業が金融資産の測定区分を変更することになる事業モデルの変更後の最初の報告期間の最初の日を指す。
2. 金融資産の測定区分を変更した場合の会計処理は以下のとおりである。

変更前	変更後	会計処理
償却原価	公正価値	変更後の公正価値は測定区分振替日現在で算定される。従前の帳簿価額と公正価値との差額から生じる利得又は損失は、純損益に計上される。
公正価値	償却原価	測定区分の変更日の公正価値が新たな帳簿価額になる。

3. 適用指針においては、企業の事業モデルの変更は、企業の経営幹部によって、外的又は内的変化の結果に基づいて判断されなければならないとされている。こうした変更は極めて稀にしか起こらないとのIASBの認識も追加されている。
4. さらにその例として以下が挙げられている。
 - (a) 企業は短期で売却する目的で保有する商業貸付のポートフォリオを有しているが、別企業の取得により、商業貸付のポートフォリオは被取得側の商業貸付と一体となって管理されるようになり、そのすべてが契約CFを回収するために保有することとなる場合。
 - (b) 金融サービス企業が個人向け不動産担保ローン事業から撤退することを決める。新規事業はすでに引き受けておらず、不動産担保ローンのポートフォリオを売却すべく積極的に活動している。

検討の経緯

5. IFRS9 の ED では、測定区分の変更を禁止することを提案していたが、コメント提供者は、金融資産をその管理方法に基づいて分類するアプローチと整合的な提案でないとして、提案に反対した。コメント提供者からは、金融資産がどのように管理されているかを財務諸表は忠実に表すことになるとの理由から、測定区分の変更により有用で目的適合性があり、かつ比較可能な情報が財務諸表利用者に提供されることになるという点に留意し、IASB はこうした主張を受け入れ、測定区分の変更を禁止しないとした。一方で、IASB はそれを選択とすることにより、企業が損益を操作できてしまうことに留意し、事業モデルを変更した場合に測定区分の変更を求めるべきであると決定した。
6. 論点 A で、2 要件に基づき償却原価を決定する場合には、ここでの事業モデルの変更により測定区分の変更を行うことが適当と考えられる。これは、ED に対する当委員会のコメントの立場と整合的である。
7. なお、IASB は、企業が測定区分の変更日を選択することがあってはならないとの考えから、測定区分の変更は翌報告期間の期首から実行することを決定しており、事業モデルの変更後直ちに測定区分の変更を反映すべきとする一部のコメント提供者の考え方を受け入れなかった。

IASB 公開草案に対する当委員会のコメント

8. IASB の公開草案に対する当委員会のコメントは以下のとおりであった。
 - 再分類（保有目的区分の変更）の是非は、企業の事業モデルを考慮して測定を区分することの関連性（レリバンス）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを考える必要がある。
 - 本公開草案 BC57 - 59 項に記載のとおり、財務報告の信頼性を重視し、また、これに伴う適用の複雑性を緩和する観点から、振替を完全に禁止することを提案している。
 - しかし、本公開草案では、個別の金融商品に対する企業の意図ではなく、企業の事業モデルという事実に基づいて公正価値が償却原価かに分類することを提案している。このため、企業が事業モデルを大きく転換した場合には、振り替えざるを得ない（本公開草案 AV15 項参照）。本公開草案では、振替を許容又は要求することは、財務諸表利用者の理解を容易にしないとしているが、事業モデルが転換した場合においても振替をしない情報を提供し続けることは、逆に財務

諸表利用者を誤解させる弊害がある。

今後の方向性

基本的な方向性

9. IFRS 第9号のように、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、影響を受ける金融資産のすべての測定区分を変更することを出発点とすることが考えられる。
10. また、測定区分変更時の会計処理については、IFRS 第9号（第2項）と同様に以下を出発点とすることが考えられる。

変更前	変更後	会計処理
償却原価	公正価値	変更後の公正価値は測定区分振替日現在で算定される。従前の帳簿価額と公正価値との差額から生じる利得又は損失は、純損益に計上される。
公正価値	償却原価	測定区分の変更日の公正価値が新たな帳簿価額になる。

検討課題

11. IFRS 第9号の取扱いに関しては、測定区分の変更時点が課題となると考えられる。すなわち、測定区分の変更を事業モデルの変更時点でなく、翌事業年度の期首とすることでよいか、との点を検討することが考えられる。

【案1】翌事業年度の期首とする。

（理由）

IFRS 第9号の理由と同様に、測定区分の変更日を選択できないようにすべき。また、極めて稀な事業モデル変更は年度の区切りで行うことも多く、そのような実務と整合的である。もし、年度区切りで行わない場合でも、事業モデルの変更は重要かつ実証できる事象であるため、そうした事象を事業モデルの変更が行われた報告期間に開示する可能性が大変高い。

【案2】事業モデルの変更時とする。

（理由）

事業モデルの変更時期と異なる時期に測定区分を変更することとなり、それまでの間、

事業モデルと整合しない測定区分となる。

（ディスカッション・ポイント）

- 事業モデルの変更時に、影響を受けるすべての金融資産の測定区分を変更することではどうか。
- 会計処理は、第10項のとおりでよいか。
- 測定区分の変更をいつの時点で会計処理すべきか。

（5月19日専門委員会での議論）

- 期中の企業結合等でビジネスの捉え方が変わる場合もあり、また、我が国では四半期制度があるので、事業モデルの変更を翌事業年度まで待つ必要があるか議論すべきである。

Appendix 論点整理に対するコメントの概要

コメントの概要	
[論点 2-3] 保有目的区分の変更	
質問(9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。	
1) 見直すべき - 振替を認めない方向	総合的に見直す必要があるものとする。何故なら現行取扱いを将来に適用する場合においては意義と恣意性のバランスを欠いた適用の可能性を排除しきれないためである。（CL07 布津陽一郎）
2) 見直すべき - 振替を認める方向	質問(7)(8)で述べた通り、取得時に定めた保有区分を、金融商品の保有期間を通じて変更することができない、との現行の規定は、企業の投資行動の実態を反映していない。恣意性の排除を確保した上で、債券の保有目的区分の変更が可能であることを会計基準上も明示するべきである。債券の保有区分変更とヘッジ会計との関連については、債券の保有区分変更とヘッジ指定の解除が必ず連関するものでないことから、この二つは切り離して検討すべきものと思われる。（CL10 ISDA）
3) 総合的に見直すべき	総合的な見直しが必要と考える。質問(7)(8)に対するコメントは、保有目的区分が現行どおり継続することを前提としたものであり、測定区分が見直されることとなった場合には、当然に測定区分の意義と信頼性の観点とのバランスを考慮して、本取扱いを見直すことが想定される。（CL13 新日本有限責任監査法人） 区分間の振替に関する規定の策定に当たっては、質問で示されたような観点を十分に考慮することが適切であると考えられる。（CL15 日本公認会計士協会）
4) 区分間の振替とテインテイング・ルールの関係	満期保有目的投資からそれ以外の区分への振替を禁止しつつ、テインテイング・ルールを廃止することには強く反対する。区分振替を禁止しつつテインテイング・ルールを廃止した場合、クロス取引によって実質的に区分を振り替えようとする誘因が働く。（CL02 佐々木秀和）